

## 【災害危険区域外の方用】



被災時住所が災害危険区域外で、新築をご検討の方へ  
おおまかな手続きの流れをご案内します。



★業者さん(大工・ハウスメーカー)と契約し、契約書を作成。(①の申請に必要)



★住宅ローンについて銀行と相談する。住宅ローンを組む方のうち、**⑩災害復興住宅融資**、**⑪既往債務**、**⑫町独自区画利子補給**、**⑬町独自防集・がけ地遡及分利子補給**がそれぞれ対象となる場合がありますので、そちらについても銀行と相談して下さい。  
※**がけ近**対象の方は**がけ近**事業内の利子補給での補助となります。



★**①加算支援金**を申請。  
※被災時の住所地での申請。



★**④新築バリアフリー**、**⑤新築県産材**に申請する場合は、業者さん(大工・ハウスメーカー)と相談して下さい。

★被災した宅地で再建する方は、**⑥宅地復旧**の対象となる場合があります。



★**⑦町独自水道**、**⑧町独自浄化槽**に申請する場合は、対象区域の確認が必要です。**⑦**は水道事業所(0193-42-2035)へ、**⑧**は環境整備課(0193-42-8722)まで問い合わせ願います。



★住宅が完成したのち、新居に引越しをする。引越代の領収書を取得。(⑨の申請に必要)  
なお、仮設住宅の方は退去の手続きが必要です。

★転居届(住民票の異動)の手続きをし、新しい住民票謄本を取得。(⑨の申請に必要)



★登記を終え、登記簿謄本を取得。(②③の申請に必要)



★**②県補助金**、**③町独自新築**を申請。  
※**②**は再建先での申請。**③**は町内再建の場合。



★**⑨町独自引越補助金**を申請。(被災時住所が**区画・どの事業にも該当しない**方で「町内再建」の場合)

※**がけ近**対象の方は**がけ近**事業内の除却費用(上限■万円)での補助となります。

※**防集**事業対象者の方は、**防集**事業内の引越費用(上限■万円)での補助となります。



注)被災時住所が災害危険区域に指定され、「住宅ローンを組んで再建する方」は**がけ近(がけ地近接等危険住宅移転事業)**の対象となる為、業者さん(大工・ハウスメーカー)と契約を結ぶ前にがけ近の申請が必要です。詳細は環境整備課(0193-42-8722)まで問い合わせ願います。

